

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福

島 県 報

目 次

条 例

○福島県政務調査費の交付に関する
条例の一部を改正する条例

条 例

福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十三年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第五十三号

福島県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年福島県条例第三十三号)の一部を
次のように改正する。

附則第二項中「三十万円」を、「三十万円」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間は、第三条第一項中
「三十五万円」とあるのは、「三十万円」とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(議会議務局総務課)